

下水道の整備促進に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。
4. 地域の実情に応じた汚水処理が可能となるよう、処理施設の統廃合の促進や処理区域の変更についての要件緩和を図るなど必要な措置を講じること。